

二章 美濃と飛騨の国境はどう決まったのか？

――濃飛の国境の取り決め――

濃飛の国境については、境界を定めるに難しい地形です。鷺見郷との境界線は広々とした鷺見ヶ上野の高原地帯であり、西洞方面では蛭ヶ野高原です。蛭ヶ野は分水嶺が高原の南の端にあるにもかかわらず、大日ヶ岳から東に連なる山脈は蛭ヶ野高原の北を過っていることから、一見して川の水は南に流れるように思われますが、実は山脈を押し切って北に流れています。それで一千余年の昔、白山開登の時、ここへ来られた泰澄大師が「見たがえた」といわれたのが今の見達の地名の由来です。この国境を初めて定めたことについて、面白い伝説があります。（西洞区長文書）によると元禄七年（一六九四）にこの国境線を再確認した、という記録があります。この伝説は、それよりずっと前のものでしょう。

「鷺見の郷から飛騨に通じる道路は東西二筋あります。その一つは鷺見郷から飛騨の町屋村方面に通じる間道で、今一つは板橋を経て野々俣村へ通じるものです。」この道も今と違い、よくやく牛馬の通る程度のものであり、あたりは両国にまたがる一面の林であつたに相違なく、このような地勢と状況ですから

境界決定の困難を予想した濃飛双方の役人は一つの方案を考え出しました。それは、あらかじめ日取りを決めて置きその日の朝、一番鶏の鳴くのを合図に双方同時に出発して行き会ったところを境界にしようということでした。時計も測量機器もない当時としては確かに名案でした。

いよいよ日取りが決まると、その前日には双方たがい目付け役の者を交換して庄屋の宅に泊まりこませます。そこで美濃方では古老の知恵によつて、鶏は夜明けに近づくとき大気自然の暖かさを感じて時を告げるものだという考えにより、あらかじめ鶏の止まり木を、節を抜いた竹で作っておきました。

いよいよ出発の朝、ひそかに、ぬるま湯を止まり木に注ぐと鶏は、普段より半時（今の一時間）も早く鳴き出しました。庄屋は「お役人様どうぞお出かけを」というと、役人は、「まだ夜中



であろうが」「いや

あのとおり、とり

が鳴いております」

確かにさわやかな一

番鶏の鳴き声でし

た。

こうして、両国

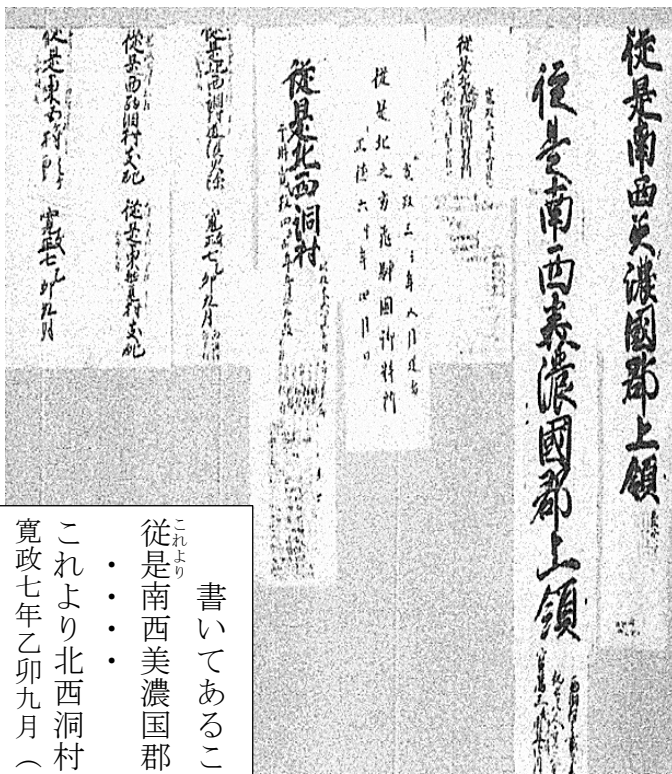
の立会人一行が行

き会ったところは

美濃方に有利な地点であったことは、いうまでもありませんでした。そこで双方二本ずつもってきた標柱を立てて永く境界の地と定めたのでした。今もここを四本杭といっています。



四本杭のレプリカ
(裏面) (表面)
西洞地区所蔵



書いてあること

これより
従是南西美濃國郡上領

・・・・・・

これより北西洞村

寛政七年乙卯九月（一七九五）

建立の出来事

『建武三年（一三三六）六月二十七日、飛騨美濃の国境を建てられたときに、飛騨の国から山下豊前守と川尻備中守が、美濃の国からは鷺見加賀守（忠保）と遠藤大蔵守及び鷺見村大矢が立ち会って、鷺見上野の境杭を建てられました。その時、鷺見加賀守が灰五百俵、川尻備中守が粃糠千俵をお納めになられ、両国の御境ができたということです』（鷺見大鑑・七頁参照）

高鷺町西洞地区に残る文書

鷺見上野を越えて高山市莊川地区野々俣に通じる道路上に角材の標柱がありました。今は朽ち果てて現存しません。それが四本杭であったと言われています。四本杭は、昔の濃飛国境の標識であり、飛騨の天領と郡上藩の境を表すもので重要視されてきました。杭の太さ、建替えの年月、注記事項、柱の方向など規定が細かく決められていました。

四本杭に関わる国境改めについての文書が、西洞地区に保管されています。（上の写真）

次の図は西洞にある寛政二年（一七九〇）に描かれた山論絵図です。ここに国境と四本杭、「ひるがの」が沼地として描かれています。当時の西洞村の様子も良くわかります。上野は一面の松林で、田に入れる草刈場や焼き畑として利用していました。

「西洞山論絵図」 寛政二年（1790）西洞区長文書より

真ん中の赤道が白川街道。下に西洞山道、穴洞山道、向鷲見道とあります。白川街道一谷（いったに）を上り、上野高原を縦断し、いよいよ飛驒と境を接する所に国境の標として四本杭を打った所があります。中央上に「案事ヶ峰（泰澄大師が案じた所）」その右が「四本杭」「御国境」です。

